資料3

R5年1月16日 総合的な権利擁護 支援WG資料

権利擁護支援体制構築モデル事業(寄付文化の創造モデル事業)

長野県健康福祉部地域福祉課



長野県PRキャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ

事業実施に至った経過等について

課題認識

- ①権利擁護支援が必要な方に対して受け皿の拡充が必要です。
 - ○認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上:約70千人、療育手帳A1:約6千人、精神保健福祉手帳1級:約11千人
 - ⇒長野県民約2,020千人のうち87千人(約4.3%)に何らかの権利擁護支援が必要。
 - ○成年後見制度利用者:3,452人(R3年末)、日常生活自立支援事業利用者:1,366人(R3年度末)

②支援膠着状態等のトラブルを未然に防ぐ取組が必要です。

核家族化の進展や都市圏への人口流出、団塊世代の後期高齢者年齢層への突入等により多死社会が到来し、身寄りの無い方の増加や相続放棄等により身寄りがいても頼れない状態による支援膠着ケースが増大する可能性。

【関連】対策が必要な空き家が急激に増加し、地域の空洞化や活力低下を招いています。

(S58年:73千戸⇒H30年:197千戸 別荘等を抜いた空家率S58年:7.3%⇒H30年:14.8%)

③関係性注意事案の寄付申し出等があり、対応に苦慮するケースがあります。

取組みの方針

以下の計画を元に取組みを進めています。

- ■【しあわせ信州創造プラン2.0】(長野県総合5か年計画)における基本方針 「いのちを守り、育む県づくり」、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」
- ■上記プランを地域福祉の分野で具体化する【長野県地域福祉支援計画】基本理念 「ともに生きる ともに創る 地域共生・信州」を具体化するための取組み 『地域生活課題の解決を応援する寄附文化の創造に向けた取組について検討します。』

実施方法

社会福祉法人長野県社会福祉協議会への委託により実施します。



委員の意見や着眼点

1 権利を擁護するうえで大切にしたいこと

●個人個人の権利は尊重されているが、自分の意思表示が足りなかったり、たまたま周りに助けてくれる人がいなかったり、それだけでまちのなかでの生活ができなくなってしまう。



2 目指すべき社会の姿

- みんなが支え合って生きられるような社会づくり
- 自分が自分らしく最後まで健康にやりたいことができる社会こそが、安心して生きていける社会
- 「孤独」を救う。誰も一人にしない。公平で、安心安全で普通に暮らせる社会
- •様々なことが出来にくくなったときにもフォローが受けられる社会
- その人の思いを受け止められる地域の存在こそが「権利擁護」
- 地域における権利擁護支援を社会システムとして構築

3 寄付の受入れに関する視点

- ◆ 社会システムのために寄付をお願いするためには、具体的にどういうところで権利擁護支援が行われているのかを示していく必要がある。
- ◆キーワードは「共感」であり、ファンドが目指す社会を自分ごととして感じてもらえることが大事
- 制度から漏れている方々をフォローしている団体の活動も取り込む
- 直接受け取ることができない寄付を今回のファンドを通じて受け取れるようになる流れをつくる

取り組んでみて見えてきた成果と課題



1 『権利擁護』をどのようにデザインするか

- ●成年後見制度や日常生活自立支援事業等の既存事業の不足する財源補填だけではなく、狭間の課題の解決に取り組むためのチャレンジを支援できる仕組み。
- ●「権利」という言葉がどこまで一般化しているのか。支援される当事者の気持 ちに寄り添い、確認するためにはどうすれば良いか。

2 『寄付』を通して、何を実現したいのか

- この取組における寄付の目的は「あんしんして生活できる社会の仕組みづくり」。
- •判断能力の低下や身寄りがいないことで、権利が制限されることの無い社会へ。

3 権利擁護支援団体の『評価』と『分配』

- ●現状は自己評価と公表資料等を活用した団体評価を検討。それだけでよいのか?
- ◆体制整備に限らない分配方法の検討。『立上げ助成』『基盤整備』等メニュー化?
- ●どのくらい寄付が集まるのか、やってみないと分からないところが大きな不安。



長野県における「権利擁護支援ファンド」 設置企画案

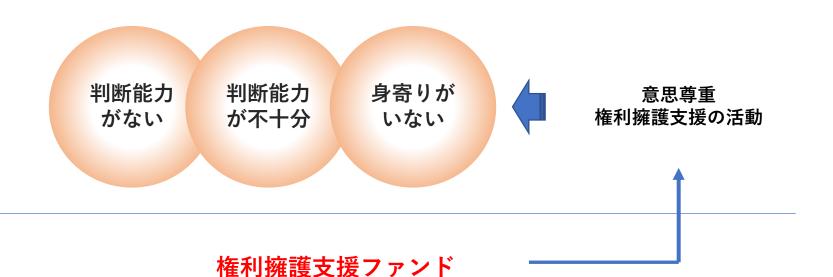
(令和5年1月31日現在)

長野県あんしん未来創造センター 権利擁護支援ファンド専門委員会

「意思尊重や権利擁護支援の活動を応援するために」

「権利擁護支援ファンド」は、判断能力の状態や身寄りの有無にかかわらず、日々の暮らしや死後においても、その人の意思が尊重され権利が擁護されるための社会づくりのための寄付をお預かりします。

このファンドは、一般寄付のほか、日常生活自立支援事業の利用者や身寄りのない方など を含め、遺贈寄付の受け皿となり、持続可能な権利擁護支援を実現させます。



一般寄付・遺贈寄付

1:ファンド設置の目的



判断能力が衰えても、身寄りがなくても あんしんして生活できる社会の仕組みづくりを目指します。

私たちの誰もが願わず判断能力が不十分となる可能性があります。

しかし、本人の代替機能を担ってきた家族との関係が希薄となり、身寄りのないことがスタンダードとなりつつあります。

このような今、本人の意思が尊重され、権利が擁護されるためには、日常生活自立支援事業や成年後見制度などに加えて、制度の狭間を埋める取組を含めた総合的な権利擁護支援の充実が必要です。

一方で、日常生活自立支援事業を実施する社協の財源は圧倒的に不足しています。成年後 見を法人として受任するにも報酬だけでは限界があります。身寄りのない方の支援など現行 制度では対応できない取組を行うためには新たな財源が必要です。

長野県あんしん未来創造センターでは、判断能力が不十分になっても、また身寄りがなくても、本人らしい生活が地域において継続でき、ライフステージに寄り添い続けられる社会の仕組みづくりを目指します。そのための寄付を受入れる体制を整え、権利擁護支援を担う団体に効果的かつ公平に分配するために、本ファンドを設置します。

2:本ファンドが対象とする取組



総合的な権利擁護支援の取組を推進します。

本ファンドでは、本人の判断能力や身寄りの問題に対して、次の内容について総合的に取り組む権利擁護支援活動を推進していきます。

なお、ここでの「総合的」とは、一人ひとりの生活を時間軸で捉え、以下のような事業等の充実とその間をフォローすることを言い、「権利擁護支援」とは、自ら行うことができないことを支え、代替することとします。

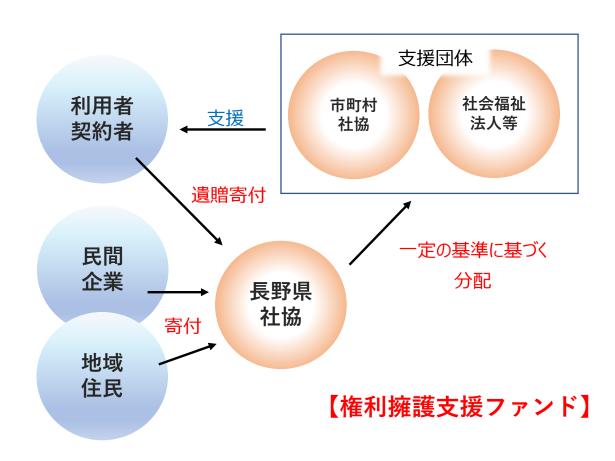
- ○認知症や知的及び精神障がいなどにより、自らのことを自らできない場合に、財産管理 や身上保護などを法的に支援するための取組。
 - ・法人後見の受任
 - ・任意後見契約
 - ・死後事務委任契約
- ○判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう支援するための取組。
 - ・日常生活自立支援事業
- ○身寄りのないことが理由で、普段の生活における排除や不自由、死後の不安などを解消するための取組。
 - ・入居保証や身元保証事業
 - ・エンディングノート等の作成支援

3:寄付受入から分配までのフロー図



広域的な寄付の受入と公平な分配を行います。

- ○長野県社協が寄付の受入 先となることで、支援団体 と利用者等との利益相反関 係を回避できます。
- ○県域の取組とすることで、 効果的な広報や周知に努め ることができます。
- ○寄付の受入や管理は、 長野県社協の責任のもと で行います。
- ○支援団体が継続的に活動を展開できるように、 一定のルールに基づき公 平かつ適切な分配を行います。



4:一般寄付の受入



継続的な権利擁護支援が行われるよう寄付を募ります。

高齢化と世帯の単身化が進むなか、認知症の高齢者であっても、知的や精神的な障がいを持っていても、判断能力の有無に関わらずその人らしく地域で生活できる社会が求められています。

一方で、身寄りがないことを理由に、住居、医療、介護といった個人の命と暮らしに関わる 権利が奪われてしまうことがないような社会にしなければなりません。

このような地域社会をつくり、一人ひとりの普段の暮らしの権利擁護が継続的に行われていくための寄付を募ります。

下記の方法により寄付を受入れます。

【振込による寄付】

八十二銀行 〇〇支店 普通預金 ******

口座名 長野県あんしん未来創造センター「権利擁護支援ファンド」

【○○による寄付】

5:税制上のメリット (個人)



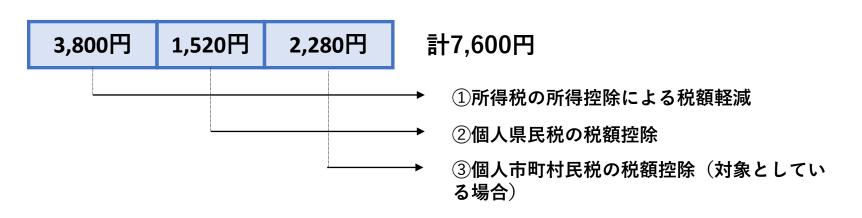
本ファンドへの寄付は 所得税及び住民税の優遇措置があります。

個人が本ファンドに対して寄付をした場合、所得税法上、一定の優遇が受けられます。 また、自治体による条例指定によって住民税における優遇が受けられます。

計算例:給与収入500万円の夫婦2人世帯(所得税適用税率10.21%)

40,000円 寄付額

38,000円 寄付金控除対象額



6:税制上のメリット(法人)



本ファンドへの寄付は 法人税の優遇措置があります。

法人が本ファンドに対して寄付をした場合、寄附金の損金算入限度額は、下記により計算されます。

損金算入限度額

= (資本金×3.75/1000+当該事業年度の所得×6.25/100) ×1/2

上記の損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金に係る損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

- 一般寄附金の損金算入限度額
 - = (資本金×2.5/1000+当該事業年度の所得×2.5/100) ×1/4

7:遺贈寄付の受入



遺贈寄付により、本人の意思を次の時代に受け継ぎます。

「権利擁護支援ファンド」は、遺言書によって示された意思に基づき、お亡くなりになった後の財産を受入れます。ただし、金銭資産及び遺言執行時に遺言執行者によって現金化された資産の寄付のみとなります。

また、以下の点にご留意ください。

1 不動産等の遺贈について

不動産や有価証券等は現金に換価していただくことで受入れることができます。また、山林や田畑、古家、未公開株等、売却が難しいものは受入れできません。現金以外の遺贈については事前の相談が必要です。

2 包括遺贈について

包括遺贈はすべての財産を遺贈したり、全 財産のうち割合を定めて遺贈する方法ですが、 相続人と同じ立場になり、債務も承継される ことから、本ファンドでは受入れることがで きません。

3 遺留分について

相続人より遺留分の侵害額の請求があった 場合、遺留分相当分を渡すことになります。 あらかじめ遺留分に配慮した遺言書の作成が 必要です。

4 遺言について

公正証書遺言による遺贈の受入が可能です。 (自筆証書遺言は不可)

また、遺言書作成の際は、「遺言者の有する財産を、遺言執行者により換価させたうえで、権利擁護支援ファンドに遺贈する」旨を明記します。

8:遺贈寄付受入サポートチーム



専門職によるサポートチームが遺言作成者の意思に寄り添います。

「権利擁護支援ファンド」への遺贈寄付を考える方のために、専門職によるチームを編成し、遺言書作成に関する助言等をします。

本人の意思を確かめるアプローチを大切にするとともに、チームを編成することで、本人や家族等の変化や状況に応じた柔軟な対応を可能にします。

弁護士

メッセージ:

司法書士

メッセージ:

社会福祉士

メッセージ:

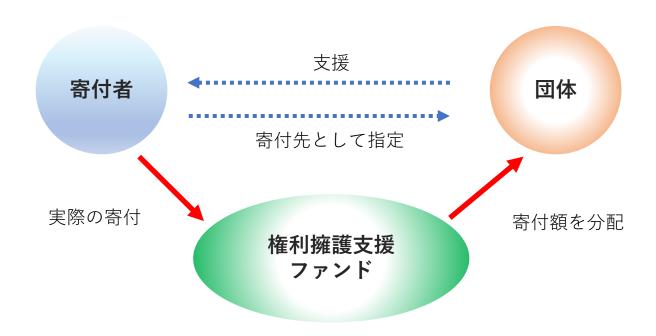
※長野県社会福祉協議会内に「権利擁護支援ファンド」に関する相談窓口を設置し、遺言作成や遺贈寄付に関する相談を受け付け、専門職チームにつなぎます。

9:使途を指定した寄付の分配



寄付先が指定された場合は、指定団体に分配します。

一般寄付及び遺贈寄付のいずれにおいても、寄付先が指定された場合にはその先の団体に対してその都度寄付額を分配します。



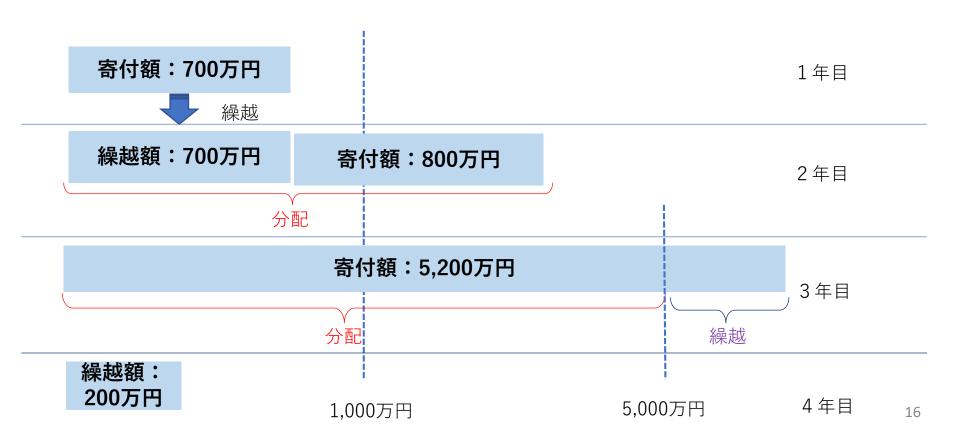
「お世話になっている団体に寄付をしたい」という寄付者の思いを実現するため、利益相 反関係から直接届けることができない寄付について、本ファンドを通じて希望の団体に届け られる流れをつくります。



年に1度、寄せられた寄付を分配します。

「権利擁護支援ファンド」で受け入れた年間(1〜12月)の寄付額を、年に1度、適切な ルールに基づき分配します。

なお、その年の寄付等の累計額が1,000万円を超えない場合、分配は行わず、翌年の分配に繰り越します。また、全体の分配額は、その年ごとに審査会での協議を経て決定します。(以下は、3年目の分配額が5,000万円と決定された場合の例。)



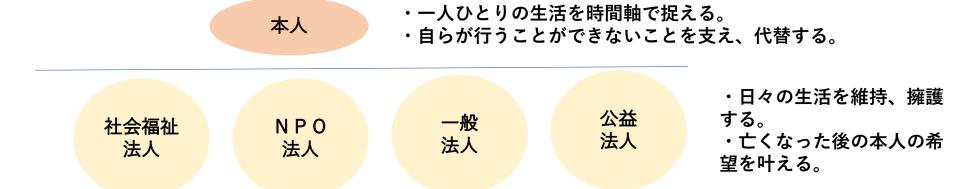


権利擁護支援を行う団体へ適切に分配します。

「権利擁護支援ファンド」で受け入れた寄付は、以下の団体へ適切に分配します。

【分配対象団体】

制度が行き届かないところを含め総合的な権利擁護支援を行っている県内の社会福祉法人、NPO法人、一般・公益法人とします。



【申請による分配希望】

分配を希望する団体は、決められた期日内に所定の様式による申請が必要となります。

12:申請枠



2つの申請枠があります。

分配を希望する団体は、次の2つの枠に対して申請することができます。 団体が考える目的に沿って申請が可能です。

	A枠(バリューアップ)	B枠 (スタート&ステップアップ)	
目的	権利擁護支援に関する複数の事業に取り組んでいる団体の体制強化を図り、 実施事業の価値をさらに付加していく こと	新たに事業を始める(スタートアップ)、あるいは既存事業を発展させる(ステップアップ)こと	
分配額	上限300万円/回	上限50万円/回	
使途	団体の経常経費(人件費を含む)	申請に基づく事業経費	
回数等	1団体3回まで	1団体1事業で2回まで	
分配決定	組織のガバナンス、コンプライアンス、 事業運営体制、情報公開の視点による 採点をもとに、審査会による審査で決 定する。	計画、連携、戦略、継続・発展の視点による採点で決定する。	
対象外	・反社会的勢力及びそれと密接な関係にある団体 ・法令に違反する行為等を行った団体		



組織体制を重視して分配先を決定します。

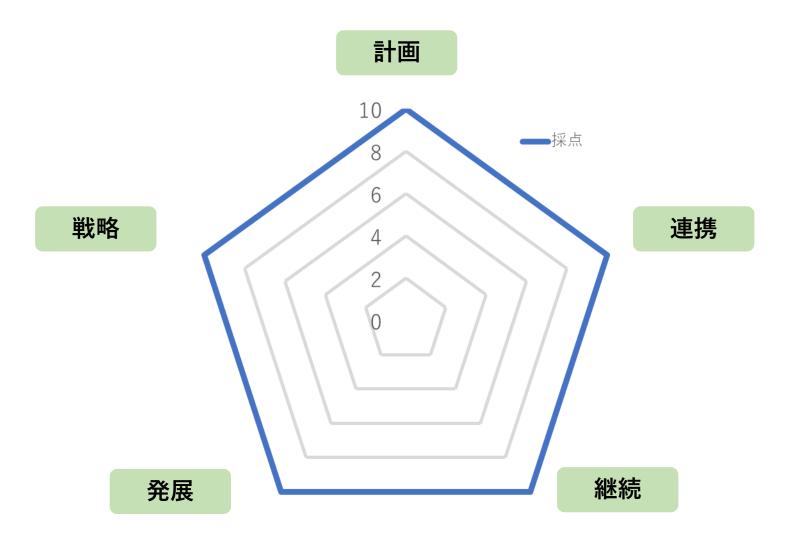
A枠では、次のような採点項目をもとに審査会での審査を経て、分配団体を決定します。

内容	項目
ガバナンス	・定款に基づく役員会(理事会、運営委員会等)を年に2回以上開催している。 ・社員総会(評議員会)を年に1回以上、実際に開催している。 ・事業年度ごと、本申請の対象となる取組に関する事業計画及び事業報告、並び に予算、決算について決議、報告を行っている。
コンプライア ンス	・個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。 ・直近の登記事項を登記している。 ・税金及び社会保険料等を滞納していない。
運営体制	・社会福祉士の資格を持つ者が事業を担当している。 ・職員の就業状況を把握し、管理している。 ・現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。 ・法定保存文書の保存をしている。
情報公開	・定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。 ・本申請の対象となる事業内容について、広報紙やホームページで公開している。



計画や戦略などを重視して分配先を決定します。

B枠では、各項目について10段階で採点し、点数が多い団体から分配を決定します。



15:あんしん未来のために



あんしん未来の創造を目指して

本ファンドの設置を通じて目指す社会は次のとおりです。

- ・差別のない公平な社会
- ・誰一人取り残さない社会
- ・自分が自分らしく最後まで健康にやりたいことができる社会
- ・様々なことが出来にくくなったときにもフォローがある社会
- ・みんなが支え合って生きられるような社会

たとえ判断力が不十分になったとしても、その人の思いを受け止められる地域の存在こそが「権利擁護」です。

一人ひとりの思いが地域のなかで大切にしてもらえていると感じる「あんしん」で満たされた社会、これが私たちが目指す「あんしん未来」です。



(敬称略 五十音順)

構成	氏名	所属	職種・職名
委員	相澤順也	株式会社ファンドレックス	認定ファンドレイザー
委員	小賀野 晶一	中央大学	教授
委員	鎌田・晴之	公益社団法人認知症の人と家族の会	理事
委員	竹内 善彦	長野県社会福祉協議会	常務理事
委員	三井 哲	長野経済研究所	専務理事
委員長	山本 恭子	山本恭子法律事務所	弁護士
委員	弓場 法	弓場会計事務所	公認会計士・税理士



令和4年7月21日 第1回専門委員会

- ・「持続可能な権利擁護支援モデル事業」(長野県における寄付 文化の創造モデル事業)について
- ・権利擁護支援の取組状況について(成年後見、日常生活自立 支援事業、入居保証事業などの利用状況)
- ・寄付受入及び分配にあたっての整理事項について
- ・次回以降の開催のあり方等について

令和4年9月27日 第2回専門委員会

- ・第1回専門委員会の振り返り
- ・ファンドの対象と目的の明確化
- ・寄付受入にあたっての課題整理と目指すべき展開
- ・次回協議事項の確認

令和 4 年11月29日 第 3 回専門委員会

- ・第2回専門委員会の振り返り
- ・寄付受入にあたっての課題整理 寄付行為に対する充足感の付与方法 ふるさと納税の活用 受配者指定寄付や生前贈与の取扱い 税制との関係(みなし譲渡税、寄付者への優遇措置など) 長野県において寄付文化を創造するための戦略
- ・分配に関する基準づくり
- ・今後のスケジュール

今後のスケジュール (案)



令和5年1月31日

第4回専門委員会

- ・権利擁護支援ファンド規程(案)の提示、検討
- ・本ファンドの広報、周知に関する検討
- ・遺言書作成チームの人選(案)の提示、検討

令和5年3月15日

理事会(長野県社協)

3月23日 評議員会(同)

- ・権利擁護支援ファンド設置企画案の提案
- ・事業計画、予算案の提案

令和5年4月下旬

第5回専門委員会

・権利擁護支援ファンド規程(案)の承認

令和5年6月中旬

理事会(長野県社協)

6月下旬 評議員会(同)

・権利擁護支援ファンド規程(案)の承認

令和5年○月

寄付受付開始

令和5年○月

第6回専門委員会

・運用評価等